

戸田市スポーツセンターにおける食品等自動販売機設置事業者募集要項

下記施設の自動販売機契約が令和3年3月31日（令和2年度）をもって満了するに伴い、令和3年4月1日（令和3年度）以降の設置事業者を募集します。

応募業者はこの募集要項及び別に示す仕様書をご確認のうえ応募してください。

記

1. 公募概要

公募の内容	戸田市スポーツセンターの利用者サービス向上のため、食品等自動販売機を設置する事業者を募集します。
設置場所	戸田市スポーツセンター（戸田市新曽1286番地）内 1階自動販売機コーナー
設置期間	令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）
公募及び 選定方法	応募要件を満たし、各自販機ごとの売上手数料等、提案の内容を審査し、当財団の希望に最も合致する内容を提示した者を設置事業者として決定します。
選定結果の 通知	選定結果は、応募者に対する通知及びホームページにて公表します。
契約	設置事業者は、（公財）戸田市文化スポーツ財団と自動販売機設置の細目について協議し、契約を締結します。自動販売機設置に係る行政財産使用料は（公財）戸田市文化スポーツ財団が戸田市に支払うものとします。

2. 公募スケジュール

内 容	日 付
募集要項配布開始	令和3年3月1日（月）
申込受付期間	令和3年3月1日（月）～令和3年3月8日（月）
選定の結果通知	令和3年3月17日（水）
販売開始	令和3年4月1日

3. 自動販売機設置施設の概要

施設のホームページをご覧ください。

○戸田市スポーツセンター

(<https://www.toda-spc.or.jp/>)

4. 設置希望する自動販売機の種類及び台数

①食品自動販売機	・・・	1台	(パン類、菓子類)
②アイスクリーム自動販売機	・・・	1台	
③カップラーメン自動販売機	・・・	1台	(お湯が出るもの)
④飲料水自動販売機	・・・	3台	(災害対策用の自動販売機とする)
⑤物品販売用自動販売機	・・・	1台	(物品販売用の汎用機のみを 当財団に無償貸与できること)
○ 合計7台の自動販売機をすべて自社でまかなえる設置事業者を募集します。			

※ 具体的な内容は仕様書をご参考ください。

5. 設置期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日(5年間)

6. 応募資格要件

次に示す全ての条件に該当する法人であること。

- (1) 戸田市内及び埼玉県内戸田市近隣市に事業所を置いていること。
- (2) 自動販売機の設置業務について、おおむね3年以上管理・運営の実績があること。
- (3) 販売手数料に関しては次のとおりとする。
 - ①食品自動販売機 ・・・5%以上
 - ②アイスクリーム自動販売機 ・・・20%以上
 - ③カップラーメン自動販売機 ・・・5%以上
 - ④飲料水自動販売機 ・・・25%以上
- (4) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず当センター営業時間中の対応が可能であること。
- (5) 次に掲げる業種又は事業者には該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業又はこれに類する業種
 - イ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する業種

又はこれに類する業種

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている事業者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。）又は暴力団の構成員が関与している事業者

オ その他（公財）戸田市文化スポーツ財団が適当でないと認める業種又は事業者

7. 応募方法と手続き

(1) 申込受付期間

令和3年3月1日（月）から令和3年3月8日（月）までの午前9時から午後7時まで

(2) 応募方法

上記期間中に直接、提出先にご提出ください。郵送での受け取りはできません。

(3) 提出先

戸田市スポーツセンター1階、総合受付窓口 業務課まで
（埼玉県戸田市新曽1286番地）

(4) 提出書類

提案書（3部）

設置予定の自動販売機の仕様が記載されたカタログ又は書類の写し（寸法、省エネタイプと確認できるもの）

※別途、設置機器の指定あり（別添え仕様書参照）

8. 選定方法及び結果通知

(1) 契約の相手方を決定するにあたっては、応募要件を満たし、各自販機ごとの売上手数料等、提案の内容を審査し、当財団の希望に最も合致する内容を提示した者を設置事業者として決定します。

(2) 設置事業者の選定結果につきましては、各応募者宛てに書面にて通知申し上げます。また、ホームページにおいても選定結果を公表します。

9. その他

- (1) 行政財産使用料及び自動販売機の販売に係る電気料の扱い、その他詳細については仕様書を参照してください。
- (2) 現地説明は行いません。各自で現地確認を行ってください。

10. 問合せ

公益財団法人戸田市文化スポーツ財団

戸田市スポーツセンター 業務課

住所 埼玉県戸田市新曽1286番地

電話：048-443-3523

FAX：048-446-1369

E-mail：info@toda-spc.or.jp